令和　　年　　月　　日

宮崎労働局長　殿

人材開発支援助成金の計画届にかかる確認申立書

　人材開発支援助成金の計画届の提出にあたり、次の１から５までの記載事項については、いずれも事実と相違ありません。

１．訓練機関等との当該訓練に関係する一連の契約に関する書類（契約書、覚書等）（以下、「契約書等」という。）については、現在管轄労働局に提出している書類以外ありません。

２．今後、訓練機関等との契約書等を新たに取り交した場合、その旨について速やかに申し出を行い、管轄労働局の求めに応じて書類の提出を行うことに異存はありません。

３．訓練機関等との契約書等には、助成金が支払われないことに伴う訓練経費の全部又は一部を返金する規定はありません。

４．訓練機関等との契約書等には、訓練経費の一部でも返金に相当する規定（申請事業主の負担額の実質的な減額となる性質を有する金銭の支払い）はありません。また、訓練経費の返金に相当するものが行われる予定もありません。

５．助成金の適正支給に関して、管轄労働局が実施する調査に応じ、総勘定元帳を含む必要書類の提出依頼があった場合、人材開発支援助成金の支給決定後においても調査協力することに異存はありません。

　事 業 主　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者役職名

氏　名

代 理 人

または

社会保険労務士

提出代行者

　事務代理者

（該当に〇）

所在地

名　称

氏　名

記載にあたっての留意点

１．「１」から「５」について該当しない項目がある場合、助成金の支給を受けることができない場合があります。

２．本確認申立書において事実と異なる申し立てを行った場合、助成金の支給を受けることができない場合があるほか、故意に偽りの証明を行うことは不正受給に該当し、刑事告訴の対象となる場合があります。

３．「訓練機関等」とは、訓練実施機関及び訓練実施機関に代わって訓練にかかる費用の返金（申請事業主の負担額の実質的な減額となる性質を有する金銭の支払いを含む。）を行う機関等の全てを指します。

４．「５」については、人材開発支援助成金 事前確認書（様式第11号）において確認を行っていますが、本確認申立書においても重ねて確認を行うものです。